

平成 19 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス  
代表者名 代表取締役会長兼社長 横川 紀夫  
( JASDAQ コード番号 7918 )  
問い合わせ先  
役職・氏名 常務取締役 正部 一行  
電話番号 03-5155-6801

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 6 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 71 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

議案の要領及び変更理由は次のとおりであります。

( 1 ) 目的の追加 ( 変更案第 2 条 )

当社グループは、既存業態に加えて関連事業、新規事業の研究開発を強化しており、新たにこれらの事業目的を追加するものです。

( 2 ) 「機関」の設置 ( 変更案第 4 条 )

会社法 ( 平成 17 年法律第 86 号 ) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにもない、会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当社に設置する機関を定款上明確にするため、第 4 条 ( 機関 ) を新設するものです。

( 3 ) 「役付取締役」の追加 ( 変更案第 24 条 )

当社の業務執行機能を強化するため、新たに取締役副会長を新設するものです。

( 4 ) 重複記載事項の削除 ( 現行定款第 37 条 )

上記 ( 2 ) を新設することにより重複記載事項となるため、削除するものです。

( 5 ) その他

その他条文の新設にともない、必要な条数の繰下げを行っております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりでございます。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日 ( 木 ) ( 予定 )

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日 ( 木 ) ( 予定 )

以 上

【別紙】  
定款変更の内容

(下線部分は変更部分を示しております)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(目的)<br/>第2条</p> <p>1. 製版、印刷、製本並びにその製品の販売</p> <p>2. ~10. &lt;条文省略&gt;</p> <p>11. <u>電子機器(遊戯機器・映像機器・音響機器・通信機器・コンピューター)及びソフトウェアの輸出入並びに製造販売</u></p> <p>12. <u>食料品の輸出入及び卸・小売販売</u></p> <p>13. ~17. &lt;条文省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新 設&gt;</p> <p>18. ~24. &lt;条文省略&gt;</p> <p>25. <u>農畜産物、水産物、及びその加工の輸入及び販売</u></p> <p>26. ~28. &lt;条文省略&gt;</p> <p>29. <u>次の物品に関する売買及び輸出入</u><br/>(イ) 電子部品<br/>(ロ) 医療用機械器具<br/>    &lt;新 設&gt;</p> <p>30. ~31. &lt;条文省略&gt;</p> <p>32. <u>電子書籍の制作並びにその販売</u><br/>    &lt;新 設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新 設&gt;</p> | <p>(目的)<br/>第2条</p> <p>1. 製版、印刷、製本、<u>加工</u>並びにその製品の販売</p> <p>2. ~10. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>11. <u>電子機器(遊戯機器・映像機器・音響機器・通信機器・コンピューター)及びソフトウェアの輸出入、企画、開発、製造、販売及びレンタル</u></p> <p>12. <u>食料品、調理資材の製造及び輸出入並びに卸・小売販売</u></p> <p>13. ~17. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>18. <u>飲食店フランチャイズシステムの運営及び加盟店指導</u></p> <p>19. <u>飲食店フランチャイズシステム加盟店の建物、設備等の意匠監理及び指導</u></p> <p>20. <u>飲食店、飲食店フランチャイズシステムに関するコンサルティング</u></p> <p>21. ~27. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>28. <u>農畜産物、水産物、及びその加工品の輸入及び販売</u></p> <p>29. ~31. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>32. <u>次の物品に関する売買及び輸出入</u><br/>(イ) 電子部品<br/>(ロ) 医療用機械器具<br/>(ハ) <u>美術工芸品</u></p> <p>33. ~34. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>35. <u>電子書籍の製作及びその販売</u></p> <p>36. <u>インターネット及び携帯電話機等の移動体通信機器を利用した各種情報サービスの企画、製作、販売、運営、コンサルティング</u></p> <p>37. <u>広告代理店業</u></p> <p>38. <u>印刷機器、製本機器、加工機器の輸出入及びその販売</u></p> <p>39. <u>印刷関連資材、原材料、機械周辺</u></p> |

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p><u>33. ~ 37.</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第 4 条 ~ 第 22 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 23 条</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;条文省略&gt;</p> <p>取締役会はその決議によって、取締役社長 1 名を選定し、<u>必要により取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 24 条 ~ 第 36 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p><u>第 37 条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第 38 条 ~ 第 44 条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p style="text-align: center;">設備の輸出入及びその販売</p> <p><u>40. 音楽、デジタルコンテンツの企画、製造及び販売</u></p> <p><u>41. 著作権の管理・貸与業及び利用の契約に関する仲介</u></p> <p><u>42. 通信販売業務</u></p> <p><u>43. ~ 47.</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(<u>機関</u>)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <p style="text-align: center;">1. <u>取締役会</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>監査役</u></p> <p style="text-align: center;">3. <u>監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">4. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 ~ 第 23 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 24 条</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;現行どおり&gt;</p> <p>取締役会はその決議によって、取締役社長 1 名を選定し、<u>必要により取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 25 条 ~ 第 37 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>第 38 条 ~ 第 44 条 &lt;現行どおり&gt;</p> |
|--|--|

以 上